

# 上ノ国町 第3期 子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

令和7年3月

上ノ国町



# 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 制度の概要・動向 .....	2
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題 .....	4
第1節 子育て家庭を取り巻く状況 .....	4
第2節 子育て支援サービスの状況 .....	12
第3節 アンケート調査結果の概要 .....	15
第3章 計画の基本的な考え方 .....	22
第1節 計画の基本理念 .....	22
第2節 計画の基本的視点 .....	23
第3節 児童人口の推移と今後の見通し .....	24
第4節 教育・保育提供区域の設定 .....	26
第5節 施策の体系 .....	27
第4章 分野別施策の展開 .....	28
第1節 地域における子育て支援の充実 .....	28
第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 .....	34
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	39
第4節 子どもの安全の確保 .....	42
第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進 .....	44
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策 .....	49
第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込み .....	50
第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み .....	51
第6章 計画の推進 .....	58
第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携 .....	58
第2節 計画の進行管理 .....	59
資料編 .....	60
1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱 .....	60
2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿 .....	61
3 計画策定の経過 .....	62



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の整備等に関する法律」の3法に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。

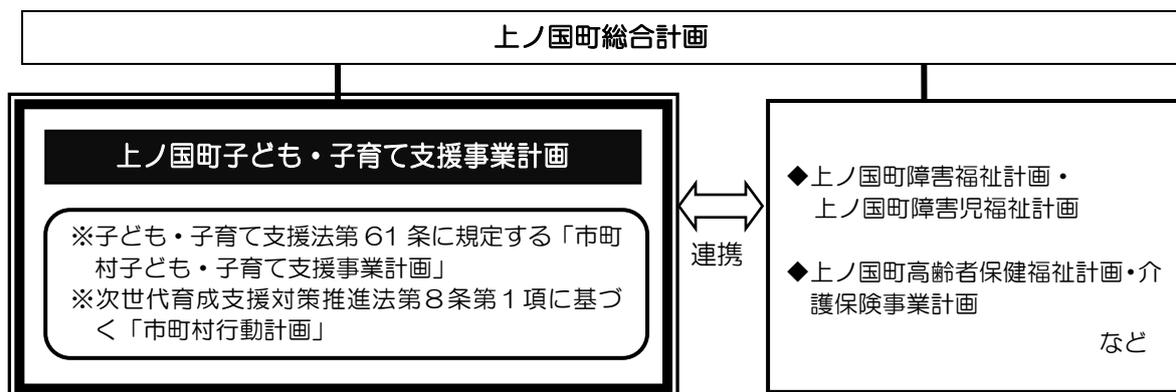
本町では、国の制度を踏まえつつ、子育て世帯の生活の安定を図るため、保育料や医療保健自己負担額について実質無料化にし、未来の上ノ国町を担う子どもたちがすくすくと育つように、安心して子どもを生み育てるための支援に努めてきました。

本計画では、本町における子ども・子育て支援について、各サービスの需給の量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても国のこども大綱や道計画を勘案しながら、本計画で位置づけます。



さらに、上位計画である総合計画や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

特に、障害児支援の体制整備に当たっては、障害福祉計画・障害児福祉計画との調和を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、令和9年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和11年度に次期計画を策定します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
上ノ国町第2期 子ども・子育て支援事業計画					上ノ国町第3期 子ども・子育て支援事業計画					次期 計画
		中間 見直し		第3期計画 策定			中間 見直し		第4期計画 策定	

### 4 制度の概要・動向

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援制度では、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用に当たっての「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別され、これらの充実を図っていくことになりました。

「子ども・子育て支援給付」については、幼稚園、保育所、認定こども園などを「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援（教育・保育給付）を行います。また、認可外保育施設等の利用者を対象とした「子育てのための施設等利用給付」があります。令和8年度からは、新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、満3歳未満の子ども（保育の必要性のある子どもを除く）も制度の対象とする方向性が示されています。

「地域子ども・子育て支援事業」については、子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化や子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進を図るため、令和7年度から産後ケア事業等が位置付けられることになりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適した施策を推進・展開していくことが求められています。

■子ども・子育て支援法によるサービスの類型

法	区分		施設・事業等		
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援給付※	子どものための教育・保育給付	施設型給付	公立幼稚園	
				新制度への移行を選択する私立幼稚園	
				認可保育所 ※私立保育所については、市町村が委託費を支弁	
				認定こども園	幼保連携型認定こども園
					幼稚園型認定こども園
		保育所型認定こども園			
		地域型保育給付(市町村が認可)	小規模保育		
			家庭的保育		
			居宅訪問型保育		
			事業所内保育		
	新制度への移行を選択しない私立幼稚園				
	子育てのための施設等利用給付	特別支援学校			
		預かり保育事業			
		認可外保育施設等			
		乳児等通園支援事業[新設]			
	地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業			
		地域子育て支援拠点事業			
		妊婦健康診査			
		産後ケア事業[新設]			
		乳児家庭全戸訪問事業			
養育支援訪問事業及び虐待防止対策連絡協議会 その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業[一部新設事業あり]					
子育て短期支援事業					
ファミリー・サポート・センター事業					
一時預かり事業					
延長保育事業					
病児保育事業					
放課後児童健全育成事業(学童保育)					
実費徴収に係る補足給付を行う事業					
多様な事業者の参入促進・能力活用事業					

※上表の他、子どものための現金給付(児童手当)、妊婦のための支援給付等も位置付けられています。

## 第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

### 第1節 子育て家庭を取り巻く状況

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

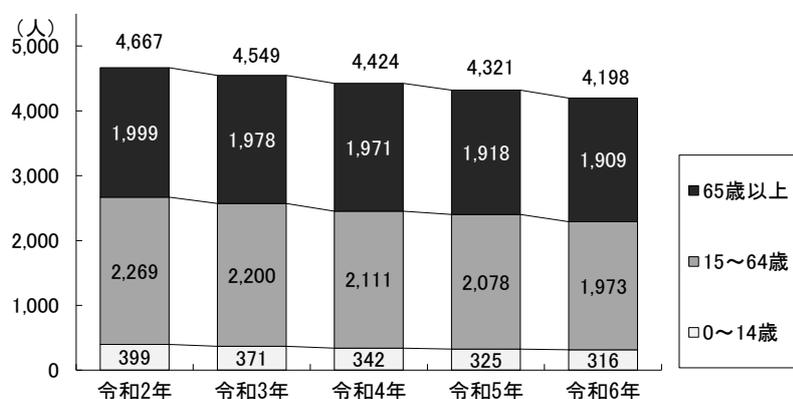
令和6年4月1日現在、本町の年齢3区分別の人口は、15歳未満が316人（人口比率7.5%）、15歳以上64歳未満が1,973人（人口比率47.0%）、65歳以上が1,909人（人口比率45.5%）となっています。いずれの年齢層も人口減少が続いています。

#### ■年齢3区分別人口・比の推移

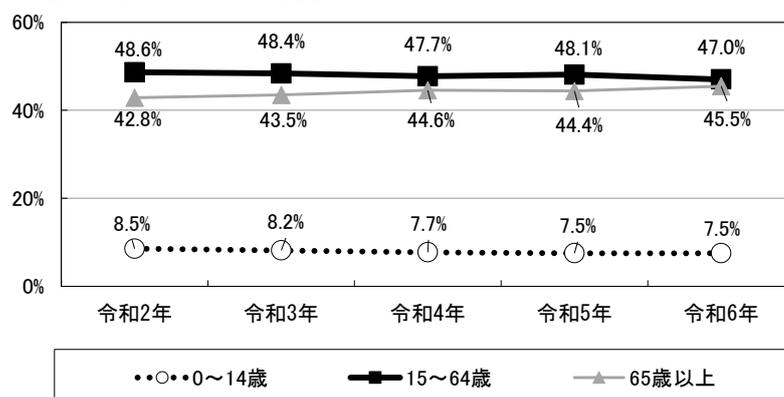
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	4,667	4,549	4,424	4,321	4,198
15歳未満	399	371	342	325	316
割合	8.5%	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%
15～64歳	2,269	2,200	2,111	2,078	1,973
割合	48.6%	48.4%	47.7%	48.1%	47.0%
65歳以上	1,999	1,978	1,971	1,918	1,909
割合	42.8%	43.5%	44.6%	44.4%	45.5%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

#### ▼年齢3区分別人口の推移



#### ▼年齢3区分別人口比率の推移



## (2) 人口動態の推移

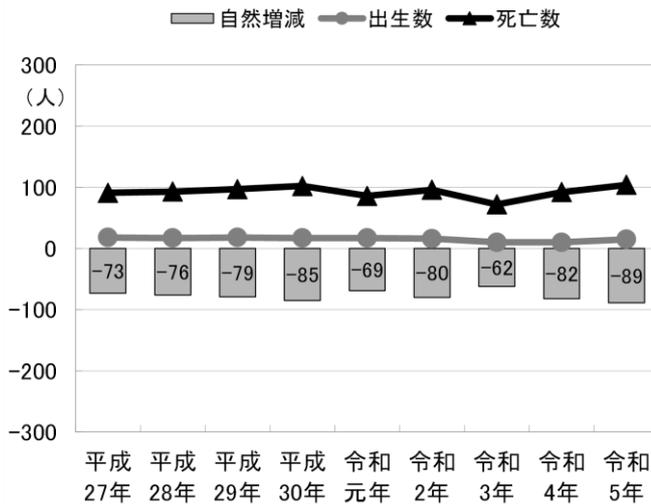
過去5年間における本町の人口動態は、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態についても、転出が転入を上回る社会減の年が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は、約100～160人程度で人口減の状況が続いています。

### ■人口動態の推移

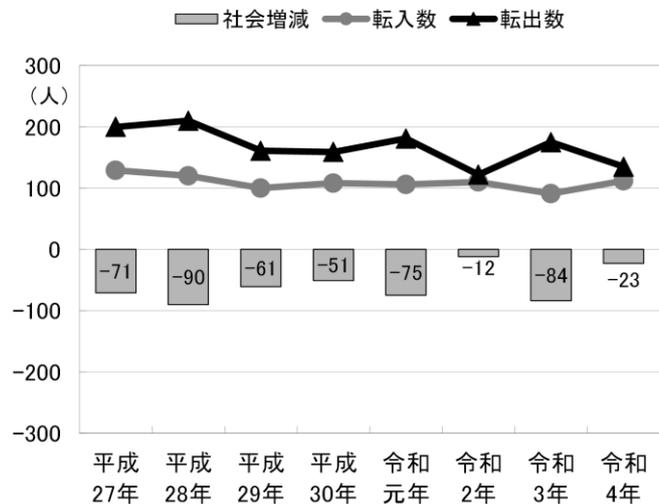
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成26年	31	86	-55	130	222	-92	-147
平成27年	18	91	-73	129	200	-71	-144
平成28年	17	93	-76	120	210	-90	-166
平成29年	18	97	-79	100	161	-61	-140
平成30年	17	102	-85	108	159	-51	-136
令和元年	17	86	-69	106	181	-75	-144
令和2年	16	96	-80	110	122	-12	-92
令和3年	10	72	-62	91	175	-84	-146
令和4年	10	92	-82	112	135	-23	-105
令和5年	15	104	-89	120	140	-19	-108

資料：住民基本台帳人口動態(各年1月～12月末)

### ▼自然動態



### ▼社会動態



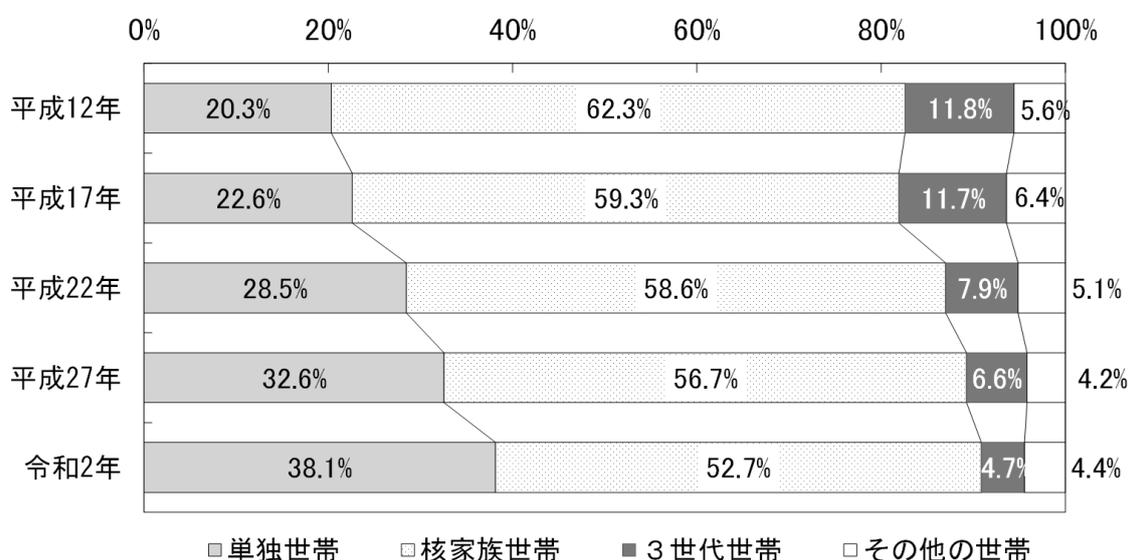
### (3) 世帯類型の推移

国勢調査によると、令和2年の本町における一般世帯数の合計は、2,050世帯で、核家族世帯が1,081世帯、3世代世帯が96世帯、単独世帯が782世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、核家族世帯・3世代世帯が減少しています。

#### ■世帯類型等の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	524	20.3%	552	22.6%	655	28.5%	706	32.6%	782	38.1%
核家族世帯	1,605	62.3%	1,449	59.3%	1,348	58.6%	1,229	56.7%	1,081	52.7%
3世代世帯	305	11.8%	285	11.7%	181	7.9%	143	6.6%	96	4.7%
その他の世帯	144	5.6%	156	6.4%	118	5.1%	90	4.2%	91	4.4%
合計(一般世帯数)	2,578	100.0%	2,442	100.0%	2,302	100.0%	2,168	100.0%	2,050	38.1%

資料：国勢調査(各年10月1日)



#### (4) 子どものいる世帯数・世帯割合の推移

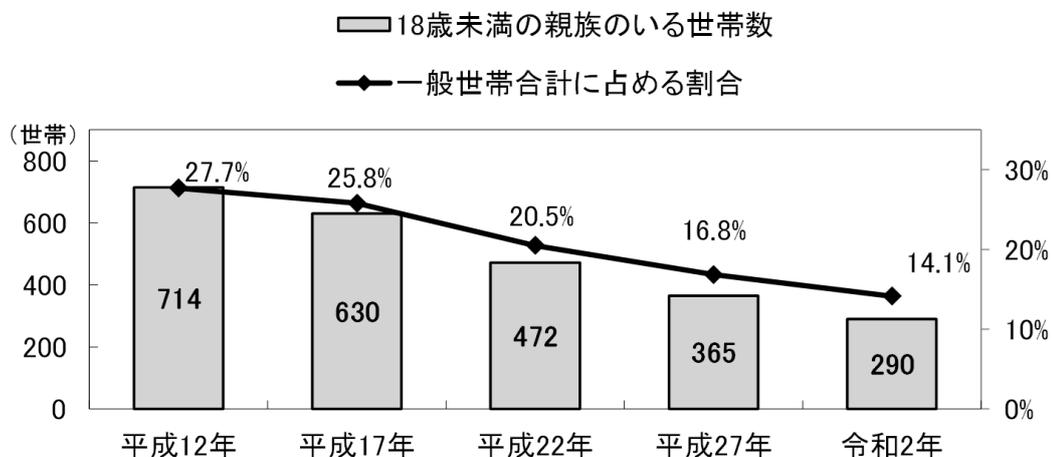
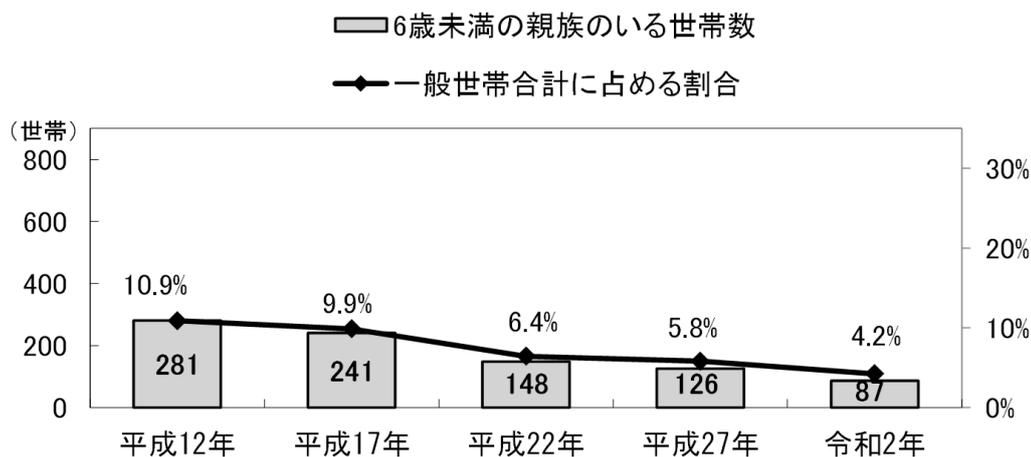
国勢調査によると、令和2年の本町における6歳未満の親族のいる世帯数は81世帯、18歳未満の親族のいる世帯数は290世帯となっています。

また、一般世帯に占める割合は、6歳未満の親族のいる世帯は4.2%、18歳未満の親族のいる世帯は14.1%となっています。平成12年の結果では、6歳未満の親族のいる世帯は1割、18歳未満の親族のいる世帯は3割弱だったことと比較すると、割合が半分程度となっています。

■6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯数・一般世帯に占める割合の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
6歳未満の親族のいる世帯	281	10.9%	241	9.9%	148	6.4%	126	5.8%	81	4.2%
18歳未満の親族のいる世帯	714	27.7%	630	25.8%	472	20.5%	365	16.8%	290	14.1%

資料：国勢調査（各年10月1日）

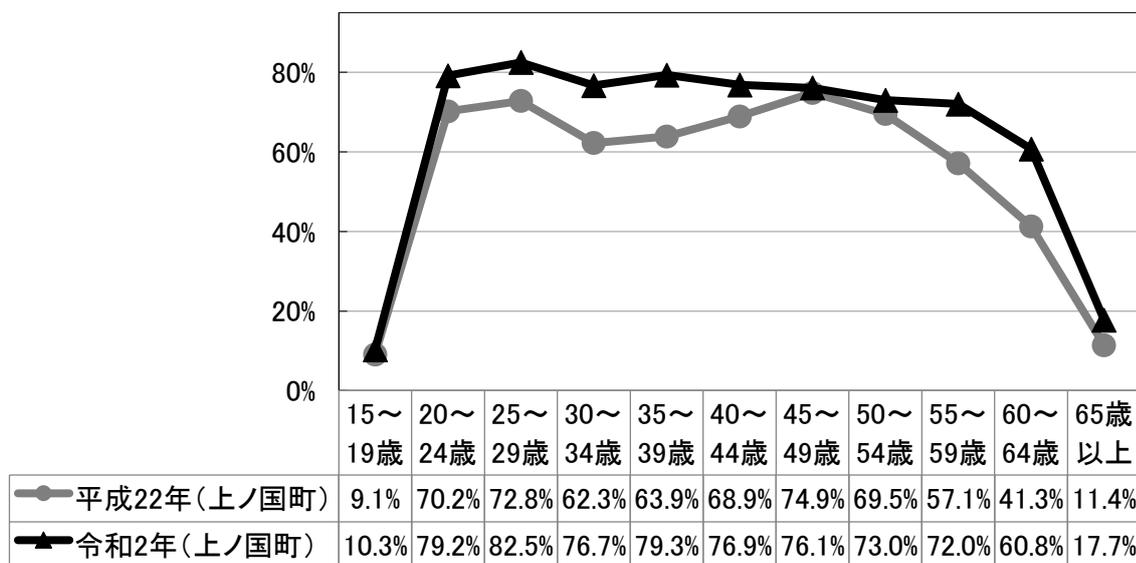


## (5) 女性の就業状況

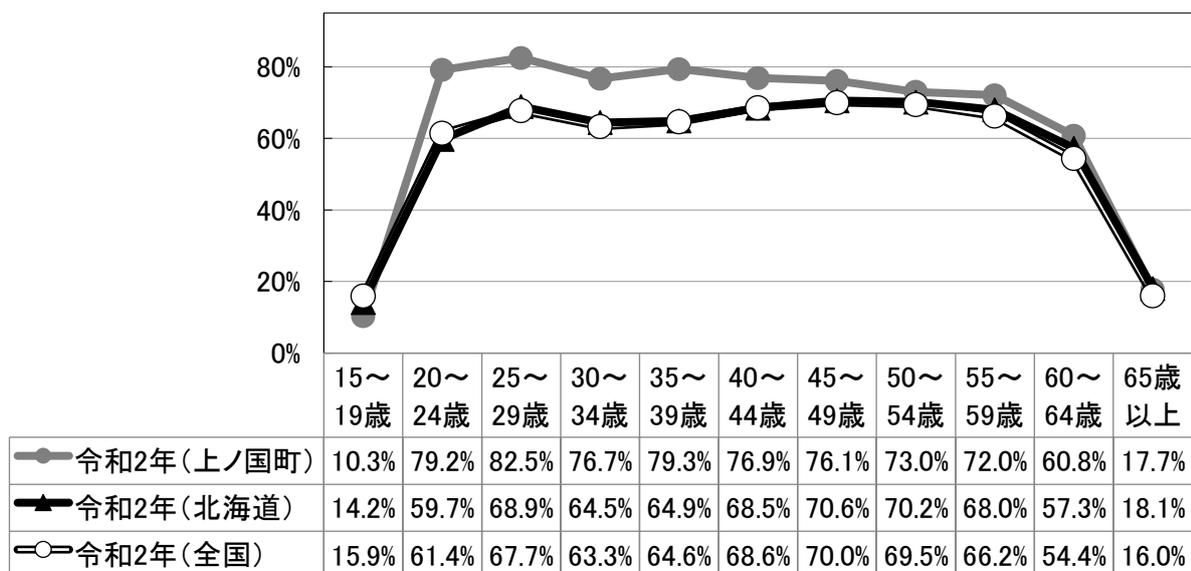
国勢調査によると、本町における女性の就業率は、いずれの年齢層においても平成22年の割合を令和2年を上回っている状況です。女性の就業率については、かつて出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字カーブがみられる傾向がありましたが、令和2年はみられなくなっており、祖母世帯にあたる55歳以上の就業率も上昇しています。

また、本町の女性の就業率は、全道や全国の値と比べても高い傾向がみられます。

■女性の就業者率の推移(平成22年/令和2年)



■女性の就業者率(全国・北海道値との比較/令和2年)



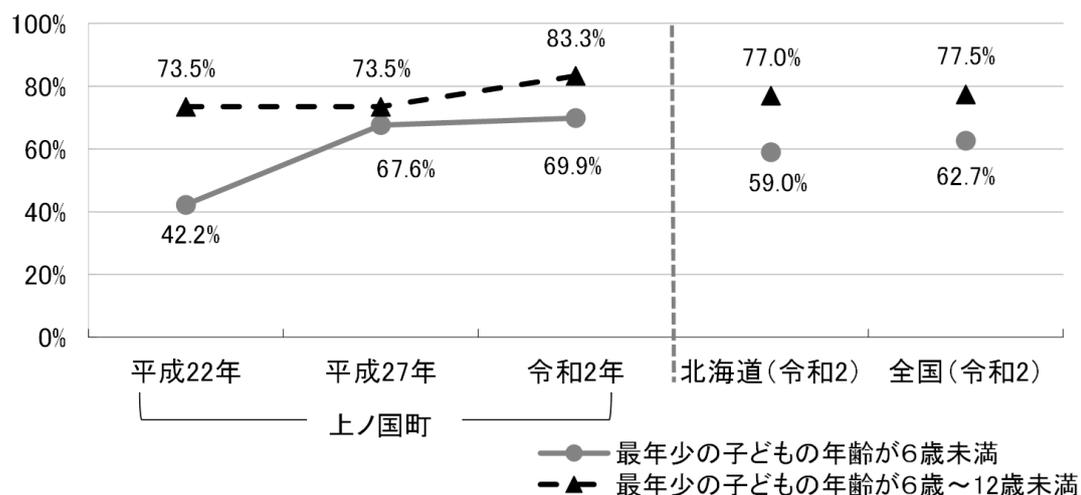
資料:国勢調査(各年10月1日)

## (6) 共働き世帯の割合

国勢調査によると、本町における共働き家庭（子どもがいる一般世帯について夫・妻ともに就業者である世帯）の割合は増加傾向にあり、令和2年では最年少の子どもが6歳未満の家庭で69.9%、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭で83.3%となっています。

また、本町の共働き家庭の割合は、全道や全国の値を上回る結果となっています。

### ■子どもがいる一般世帯の就業状況



資料：国勢調査(各年10月1日)

## (7) 配偶関係の状況

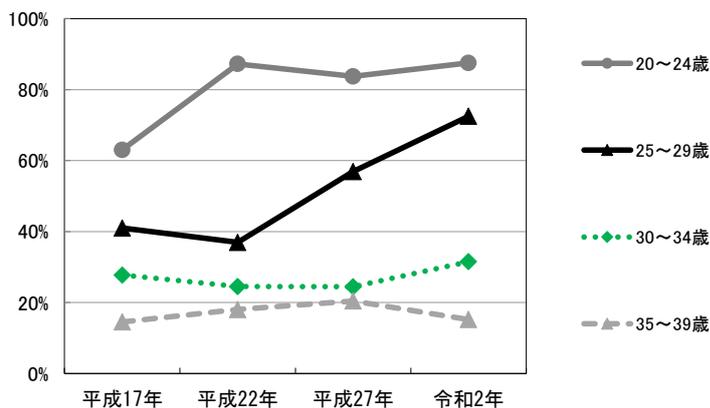
国勢調査によると、令和2年の本町における20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）は、35～39歳の層でも、男性の44.2%、女性の15.2%が未婚となっています。平成12年と比較すると、晩婚化・非婚化が進んでいることがわかります。

■未婚者数・率の推移

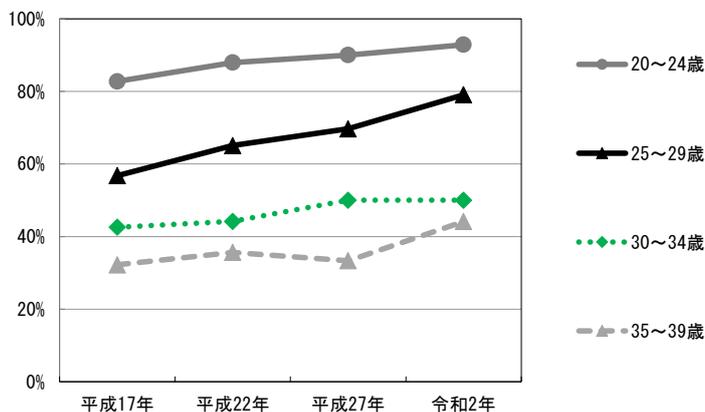
性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
		人数	未婚割合	人数	未婚割合	人数	未婚割合	人数	未婚割合	人数	未婚割合
女性	20～24歳	136	73.5%	63	63.0%	41	87.2%	36	83.7%	42	87.5%
	25～29歳	78	38.4%	66	41.0%	34	37.0%	37	56.9%	29	72.5%
	30～34歳	24	14.2%	48	27.7%	37	24.5%	22	24.4%	23	31.5%
	35～39歳	22	12.0%	24	14.5%	26	18.1%	28	20.4%	14	15.2%
男性	20～24歳	131	81.9%	91	82.7%	51	87.9%	36	90.0%	39	92.9%
	25～29歳	129	58.9%	88	56.8%	54	65.1%	37	69.7%	34	79.1%
	30～34歳	63	36.0%	66	42.6%	53	44.2%	22	50.0%	36	50.0%
	35～39歳	38	22.1%	48	32.2%	46	35.7%	28	33.3%	34	44.2%

資料：国勢調査（各年10月1日）

▼女性の未婚率の推移



▼男性の未婚率の推移

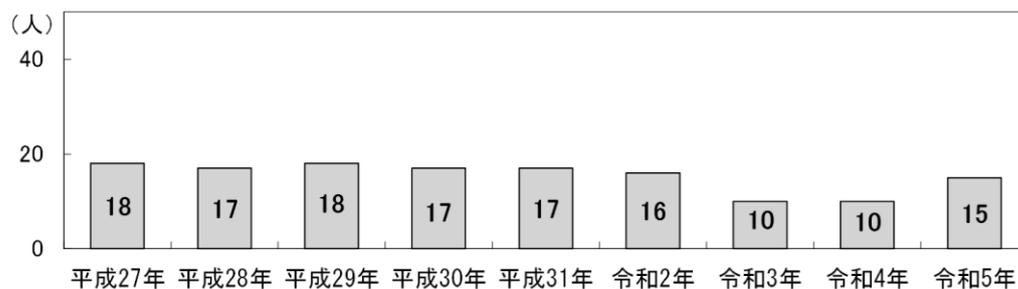


## (8) 出生数の推移

本町の令和5年の出生数は15人で、平成27年以降、20人未満で推移しています。

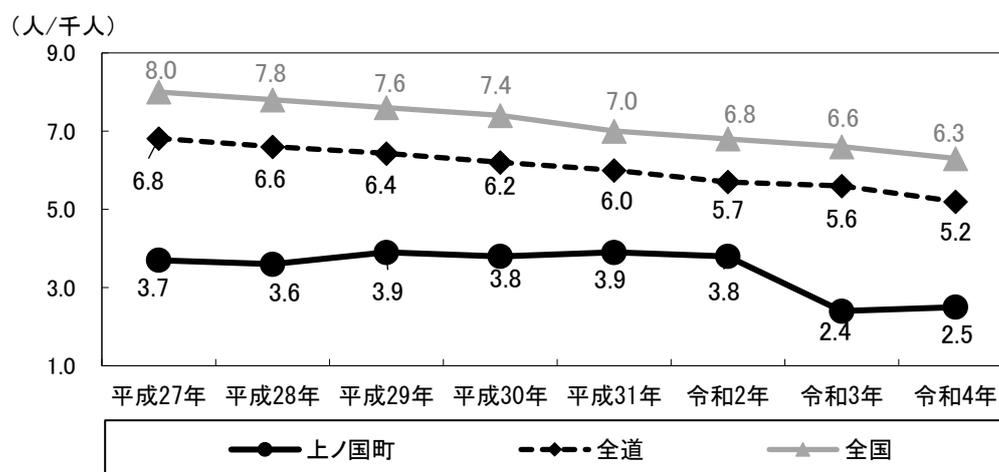
また、人口1,000人当たりの出生数である出生率については、令和3年に3.0人を切り、全国や全道の値と比較すると、大幅に下回っている状況になります。

### ■出生数の推移



資料:住民基本台帳人口動態(各年1月~12月末)

### ■出生率の推移



※出生率:人口1,000人当たりの出生数

資料:北海道保健統計年報(各年1月~12月末)

## 第2節 子育て支援サービスの状況

### 1 保育所等の状況

令和6年4月現在、本町には、公立の保育所が1か所あります。保育所の入所者数は、減少傾向にありますが、年齢別人口に対する入所率をみると、0歳児については年度途中入所の関係もあり年度によって差はあるものの、1、2歳児の8割、3～5歳児の9割が入所している状況となっています。

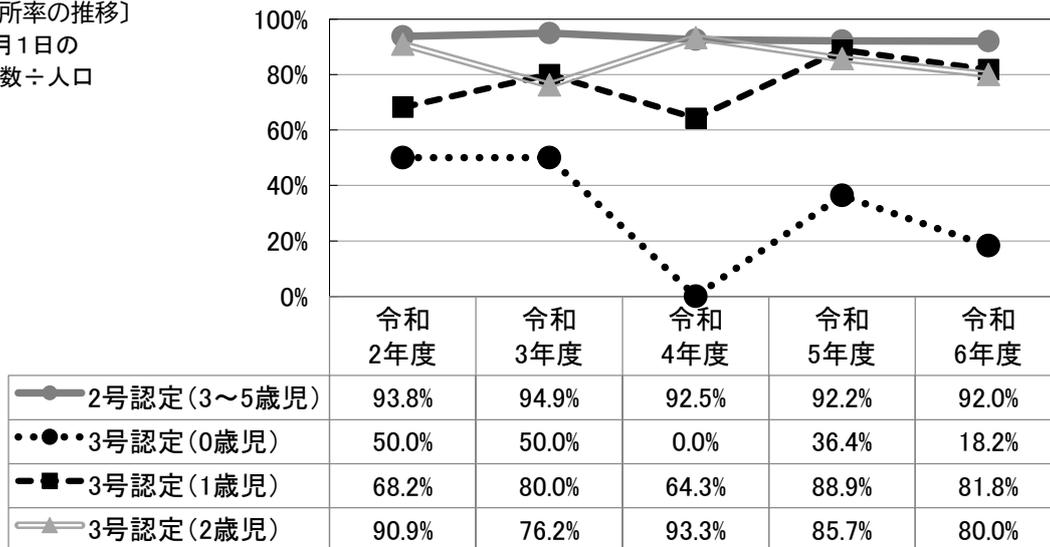
〔施設の概要〕

名称	定員(人)	所在地	保育時間	
			月～金	土
上ノ国保育所	100	大留 103 番地 1	7:30～18:30	8:30～12:00

〔保育所入所者数の推移〕 ※入所者数は、各年4月1日現在の人数。

名称	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上ノ国保育所	0歳児	7	7	0	4	2
	1歳児	15	12	9	8	9
	2歳児	20	16	14	12	8
	3歳児	18	22	19	14	11
	4歳児	14	20	23	20	14
	5歳児	28	14	20	25	21
	合計		102	84	85	83

〔保育所入所率の推移〕  
※各年4月1日の  
入所者数÷人口



なお、例年1～2人が町外施設へ通所しています。

〔町外施設の利用状況〕 ※入所者数は、各年4月1日現在の人数。

区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定	0歳児	0	0	0	0	1
	1歳児	0	0	1	0	0
	2歳児	0	0	0	1	0
1号認定	3歳児	0	0	0	0	1
	4歳児	1	1	0	4	0
	5歳児	2	0	0	4	3
2号認定	3歳児	0	0	0	0	1
	4歳児	0	0	0	0	0
	5歳児	0	0	0	0	0
合計		3	1	1	9	6

## 2 母子健康サービス

本町では、妊婦、新生児の家庭へ訪問して保健指導や栄養指導を行うとともに、乳幼児健康診査や歯科健康診査において、妊娠期から乳幼児期を通じた切れ目ない支援に努めています。また、妊婦に対しては、安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査及び超音波検査の費用の助成（14回分）とその交通費を助成しています。

内容	対象
妊婦訪問	妊婦
新生児訪問	生後28日以内の新生児
乳幼児健康診査	2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児
幼児歯科健康診査	1歳～就学前の幼児
妊婦一般健康診査	妊婦
妊婦健診交通費助成	妊婦

## 3 医療費助成制度

18歳に達した後の最初の3月31日までの乳幼児、児童、生徒、学生等を対象に医療費の自己負担分を助成しています。また、ひとり親家庭については、児童とその児童を扶養している母又は父を対象に医療費の自己負担分を助成しています。

## 4 放課後児童クラブ

令和6年4月現在、本町には、公立の放課後児童クラブが1か所あります。利用者数は、増加傾向にあり、年齢別人口に対する入所率をみると、低学年の7～8割、高学年の2～5割が入所している状況となっています。

〔施設の概要〕

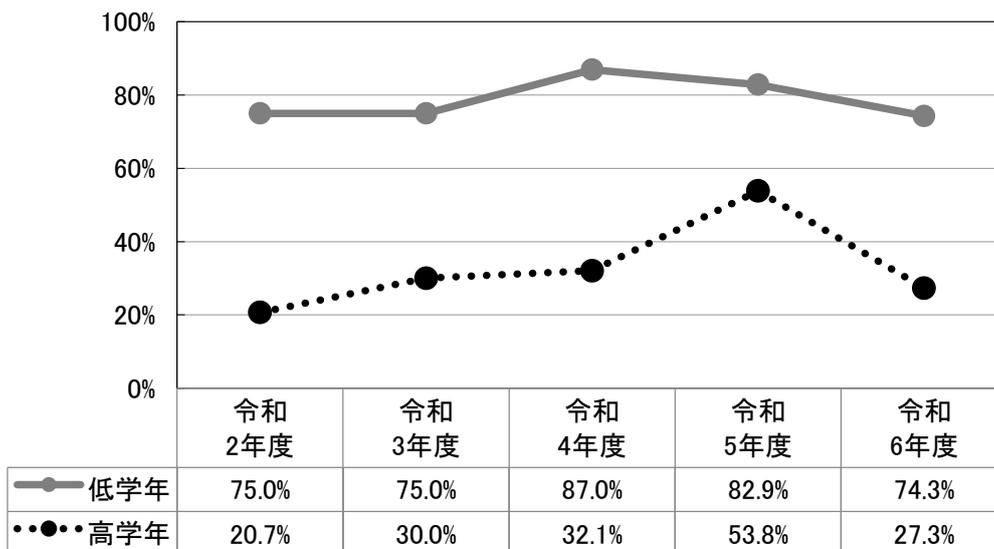
名称	定員 (人)	実施場所	保育時間	
			月～金	長期休業期間
上ノ国町 放課後児童クラブ	90	大留 103 番地 1 (子ども支援センター内)	12:30～17:30	8:30～17:30

〔放課後児童クラブ利用者数の推移〕 ※入所者数は、各年5月1日現在の人数。

名称	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童ク ラブ	1年生	13	26	15	19	22
	2年生	15	14	27	15	21
	3年生	17	20	12	26	15
	4年生	0	10	14	9	25
	5年生	0	9	5	12	9
	6年生	0	0	8	4	8
	合計		45	79	81	85

〔放課後児童クラブ利用率の推移〕

※各年5月1日の  
入所者数÷人口



### 第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、令和6年6月に、町内の小学校生以下の子どもを持つ保護者のいる全世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

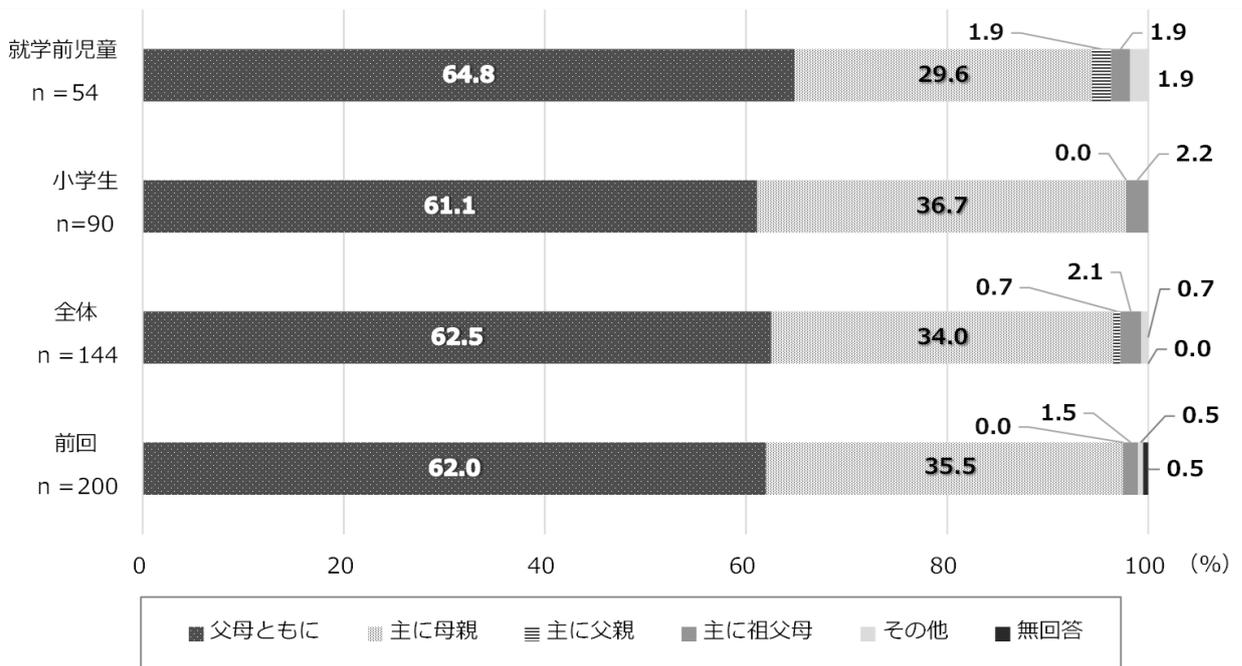
対象	配付数	回収数	回収率
就学前児童保護者	65票	54票	83.1%
小学生保護者	109票	90票	73.6%

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
配付方法	町立保育所籍児は保育所を通じて配付 (それ以外は郵送配付)	学校を通じて配付
回収方法	町立保育所籍児は保育所を通じて回収 (それ以外は郵送回収)	学校を通じて回収

#### ■子育て（教育を含む）を主にしている方 ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

〔お子さんの子育て（教育を含む）を主にしている方〕

※【就学前児童 問1(5) 小学生 問1(5)】



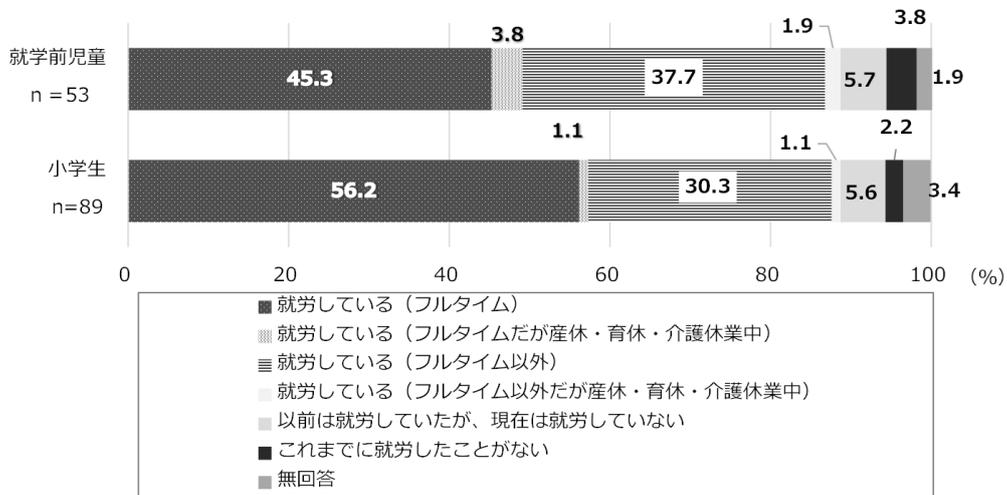
○子育て（教育を含む）を主にしているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が6割半ば、「主に母親」が3割弱、小学生保護者では「父母ともに」が6割強、「主に母親」が3割半ばとなっています。

○全体について、平成30年度に実施した前回調査結果と比較すると、傾向に大差は見られませんでした。

■保護者の就労状況について ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

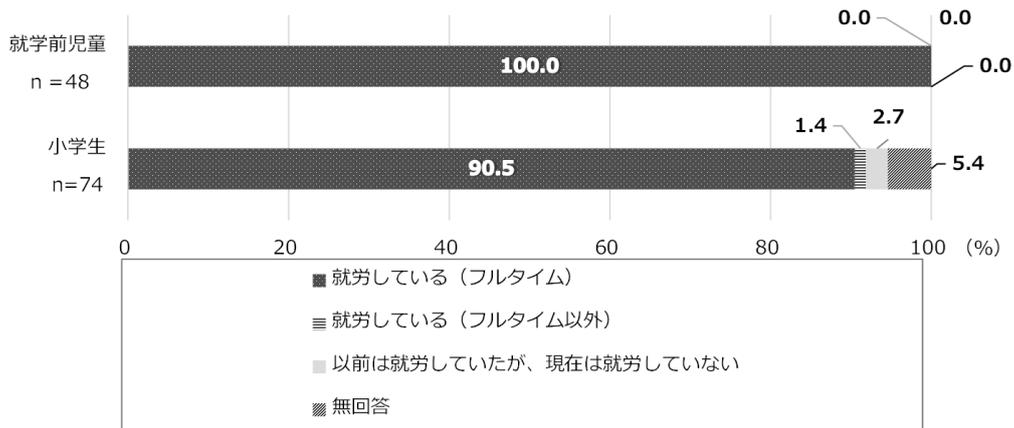
【お子さんの母親の就労状況】

【就学前児童 問11 小学生 問5】※父子家庭・その他家庭を除く



【お子さんの父親の就労状況】

【就学前児童 問11 小学生 問5】※母子家庭・その他家庭を除く



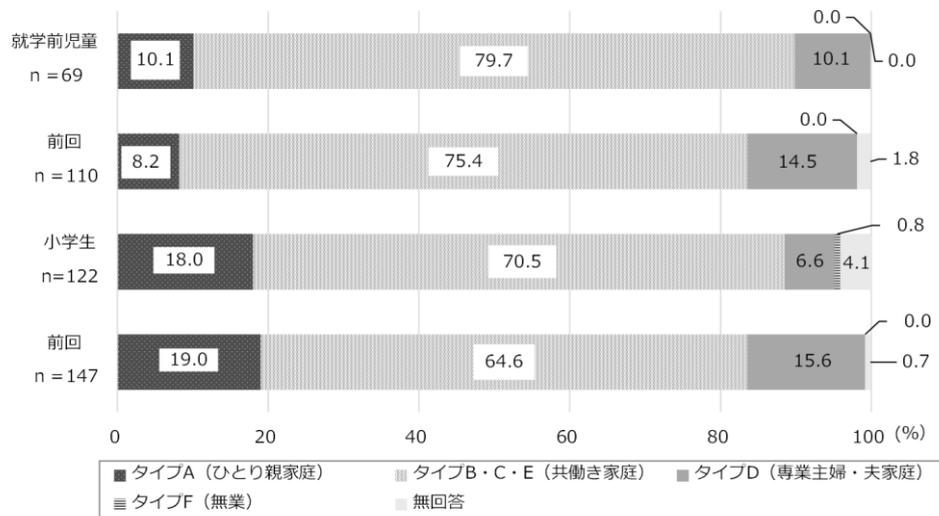
○母親の就労状況については、休業中の方も含めると就学前児童保護者については5割弱がフルタイムでの就労、4割弱がフルタイム以外での就労、小学生保護者については6割弱がフルタイムでの就労、3割強がフルタイム以外での就労をしており、あわせると、就学前児童保護者の9割弱、小学生保護者の9割弱が就労している状況です。

○父親の就労状況については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割以上がフルタイムでの就労をしている状況です。なお、休業中の方はいませんでした。

○平成30年度に実施した前回調査結果では、就労している母親の割合は、就学前児童保護者については9割弱（6割弱がフルタイムでの就労、3割弱がフルタイム以外での就労）、小学生保護者については8割強（6割弱がフルタイムでの就労、3割弱がフルタイム以外での就労）だったことから、小学生の子どもを持つ母親の就労している割合が高まっていることがうかがわれます。なお、父親については大きな変化はみられませんでした。

■家庭類型及び保護者の潜在的な就労ニーズについて ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

〔家庭類型〕【就学前児童 問11 小学生 問5を再集計】



- 就学前児童保護者については、現状では、「ひとり親家庭（タイプA）」が10.1%、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプE）」が8割弱、「専業主婦（夫）家庭（タイプD）」が1割となっています。平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、専業主婦（夫）家庭の割合が低下し、共働き家庭の割合が上昇しています。
- 小学生保護者については、現状では、「ひとり親家庭（タイプA）」が2割弱、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプE）」が7割、「専業主婦（夫）家庭（タイプD）」が6.6%となっています。平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、専業主婦（夫）家庭の割合が低下し、共働き家庭の割合が上昇しています。
- 就学前児童保護者・小学生保護者ともに共働き家庭の割合は現状で9割弱となっています。本町における潜在的な就労ニーズについては、専業主婦（夫）家庭のうち、就学前児童保護者の1%程度、小学生保護者の7.4%が共働き家庭となることが想定され、現状から大きな変化はないと考えられます。

家庭類型とは・・・

ニーズ量の見込みの算出に当たって、国の示す手順では、就学前の子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」をアンケートの回答から求め、さらに潜在的な家庭類型ごとに、就学前の教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズ量を求めるよう示しています。

父母の有無	父母の就労状況	家庭類型
ひとり親家庭		タイプA
両親のいる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB
	フルタイム×フルタイム以外	タイプC
	フルタイム又はフルタイム以外×無業	タイプD
	フルタイム以外×フルタイム以外	タイプE
	無業×無業	タイプF

潜在的な家庭類型とは、現在フルタイム以外の方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となります。

## ■保育所等の利用希望について ※就学前児童保護者

---

○平日の定期的な教育・保育事業の希望について、町立保育所の利用希望者は、0歳児の7割強、1～2歳児の9割、3～5歳児の9割となっています。低年齢児の高いニーズへの対応するため、保育士等の確保に努める必要があります。

○土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については「ほぼ毎週利用したい」が7.2%、「月に1～2回は利用したい」が17.4%と、あわせると2割半ばから希望がありました。日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については「ほぼ毎週利用したい」が4.3%、「月に1～2回は利用したい」が8.7%と、あわせると1割強から希望がありました。土曜、日曜・祝日の保育については、「ほぼ毎週利用したい」というニーズはわずかであるものの、「月に1～2回は利用したい」というニーズについて検討していく必要があります。

○一時預かりの利用希望については、約4割の方から利用希望がありました。希望者の利用目的としては、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」が6割、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が7割半ば、「不定期の就労」が2割強となっています。

## ■学童保育の利用希望について ※小学生保護者対象

---

○学童保育所の利用希望については、平日は7割半ばの方から利用希望がありました。また、現在の学童保育の開所時間は18：00までとなっていますが、18：00以降の時間帯を希望する方も数人います。

○現在未実施である土曜については1割半ば、日曜・祝日については1割弱から利用希望がありました。

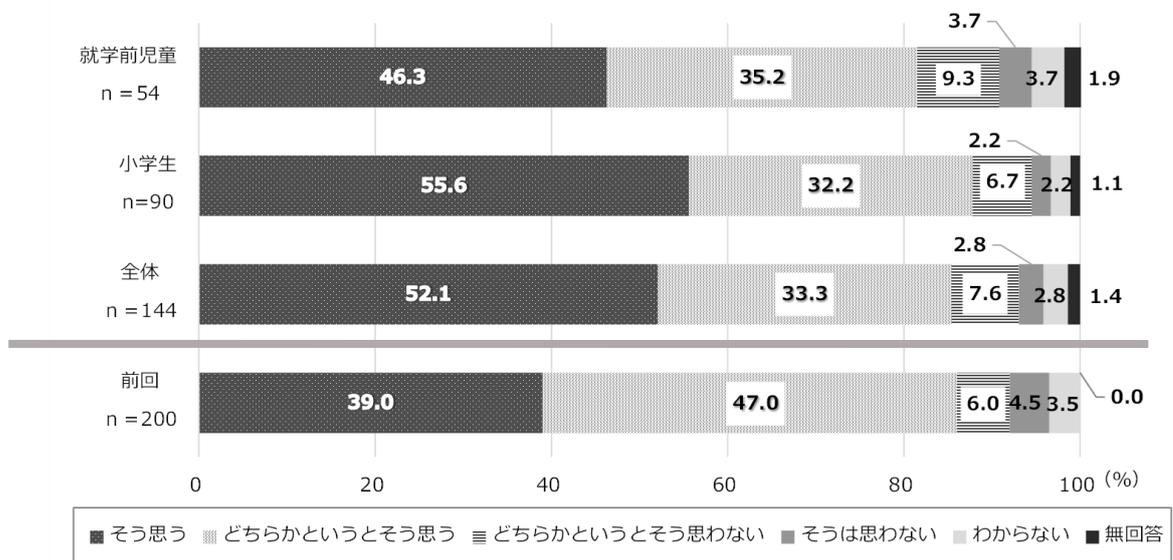
■子育て環境について ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

〔上ノ国町が子育てしやすいまちであると思うか〕

【就学前児童 問17 小学生 問10】

○「上ノ国町は、子育てをしやすいまちだと思いますか」という問いに対して、「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者で8割強、小学生保護者で9割弱となっています。一方、「どちらかというと思わない」・「そうは思わない」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者で1割強、小学生保護者で1割弱となっています。

○全体（就学前児童保護者・小学生保護者の合計）について、平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、「どちらかというと思う」割合が減少し、「そう思う」割合が増加しているものの、「どちらかというと思わない」・「そうは思わない」割合に変化は見られません。

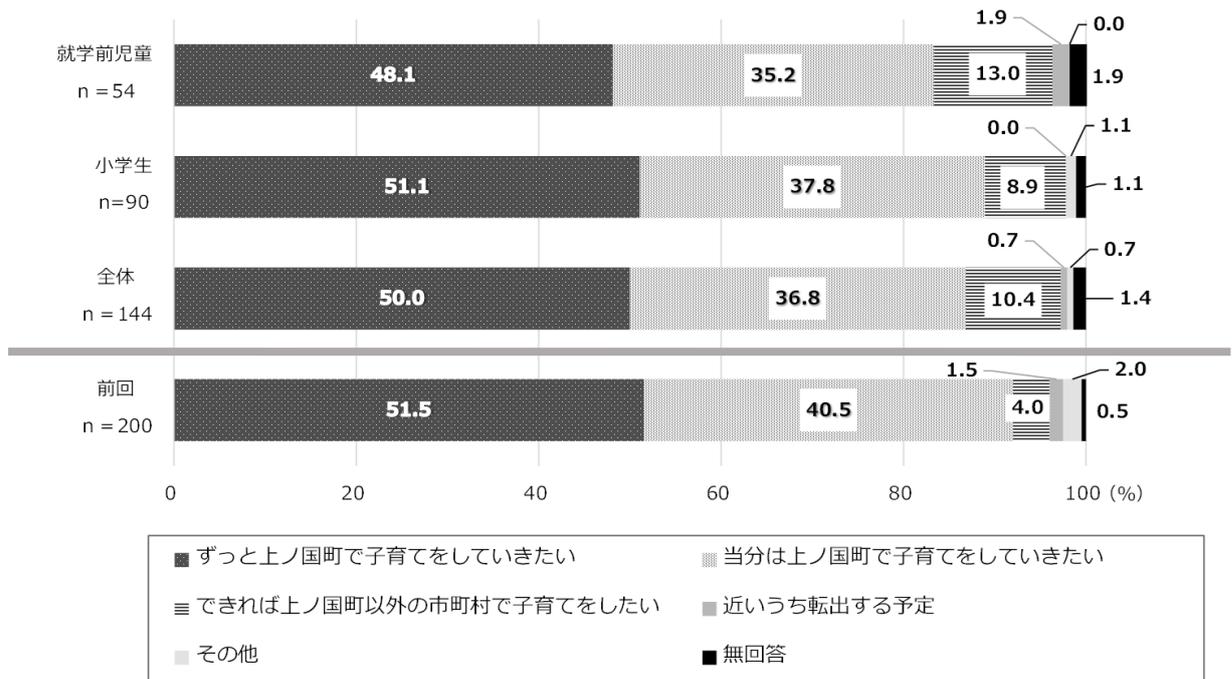


〔今後も上ノ国町は子育てをしていきたいか〕

【就学前児童 問 18 小学生 問 11】

○「今後も上ノ国町で子育てをしていきたいか」という問いに対して、「ずっと上ノ国町で子育てをしていきたい」・「当分は上ノ国町で子育てをしていきたい」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者で8割強、小学生保護者で8割半ばとなっています。

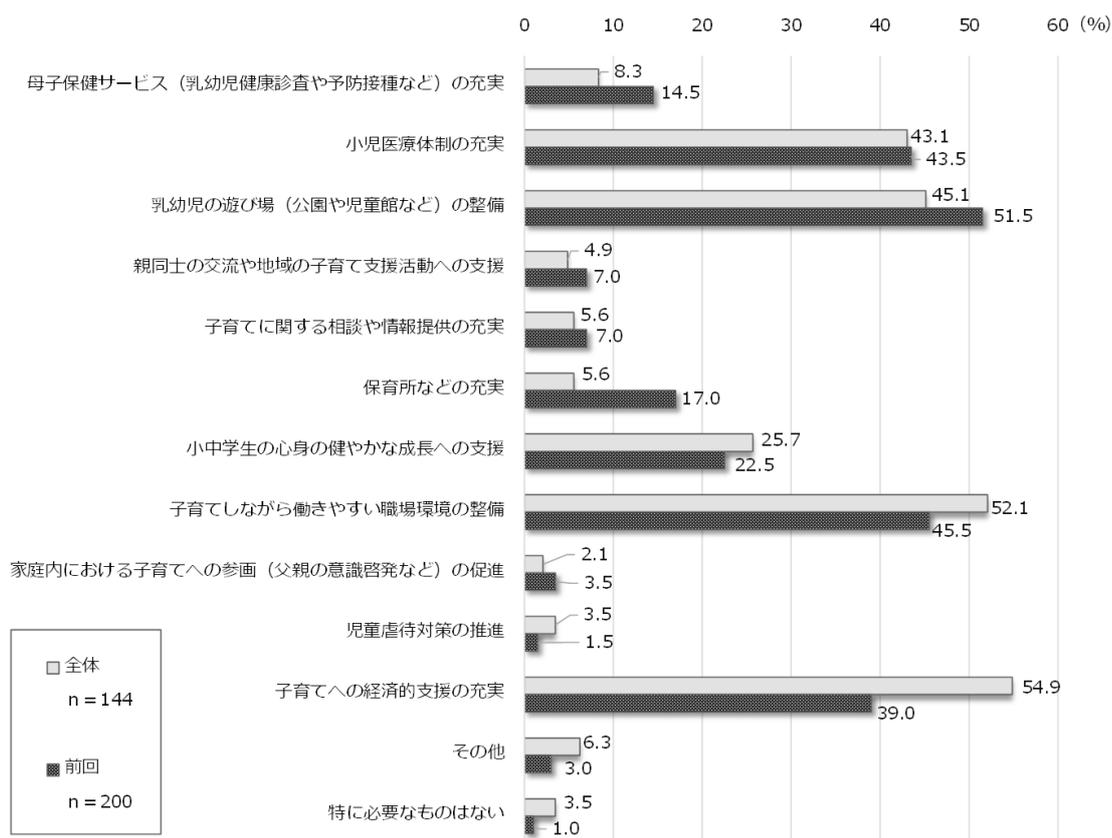
○平成 30 年度に実施した前回調査結果と比べると、傾向に大差は見られません。



■子育てしやすいまちづくりのために必要な施策 ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

○今後重要だと思う施策については、「子育てへの経済的支援の充実」が最も多く、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、「小児医療体制の充実」と続きます。

○平成 30 年度に実施した前回調査結果と比べると、「保育所などの充実」が 11.4 ポイント減となる一方で「子育てへの経済的支援の充実」が 15.9 ポイント増となっています。



---

## 第3章 計画の基本的な考え方

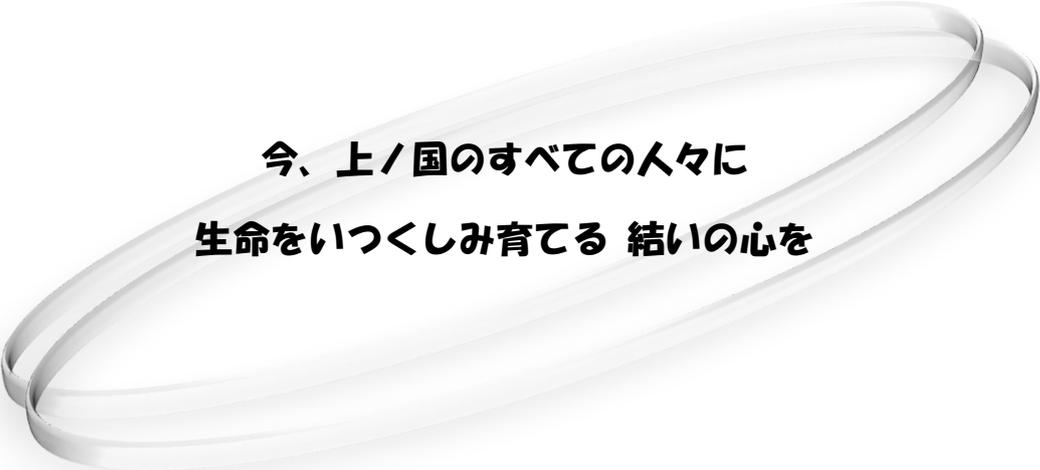
---

### 第1節 計画の基本理念

本町では急速な少子化、核家族化が進行しています。また、情報化の進展によって、子どもが自然の中や広場等において集団で遊ぶことが少なくなる一方で、ゲーム機やインターネット等により一人室内で遊ぶことが増えています。そのため、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合っ活動する機会が減少する等、様々な体験の機会が失われつつあります。さらに、人間関係が希薄化し、地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心を払わず、積極的に関わろうとしない、又は関わりたくても関わり方を知らないという傾向がみられるようになっていきます。

このような地域社会等における子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境の変化により、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著となってきています。そのため、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他者への思いやりの心を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた体験活動等の機会を充実させることが求められます。

本町では、海、山、川と豊かな自然に親しむ中で、結い（ゆい）の心をもち、親と子どもがともに育つまちの実現をめざし、本計画の基本的な理念を次のように定めます。



**今、上ノ国のすべての人々に  
生命をいつくしみ育てる 結いの心を**

## 第2節 計画の基本的視点

### 1) 子どもの視点《子どもの成長にあった保育や教育の環境づくり》

---

町の将来を担う子どもたちの保育環境は、両親の離婚等によるひとり親家庭の増加や、保育所入所児童の低年齢化等で多様化しています。このような中、保育所においては自然豊かな本町の特色を生かした保育を実施し、各学校においては地域体験教室等を活発に実践し、感性豊かで元気な子どもを育てています。子どもの成長にあわせた保育や教育の環境を支援し、子どもの視点に立ちながら計画を進めていきます。

### 2) 親の視点《子どもの成長がわかり、子育てに喜びを感じられる親に》

---

少子化等による家庭環境の変化等から、子どもに手をかけすぎる親、叱らない親、物わがりの良い親、子どもとしっかり向き合わない親が目立つようになりました。その結果、目を見て人の話を聞くことや、自立ができない子どもが多くなりつつあります。このことから、叱るべき時には叱り、子どもと向き合うときには丁寧に向き合う親になれるよう、親の視点から子育てを見据え、計画を進めていきます。

### 3) 地域社会からの視点《子どもと家庭を地域で支え合う環境づくり》

---

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するのは当然のことですが、核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、子育てに対する不安の軽減のため、地域社会の子育てへの側面支援は大きな意義があります。子育て体験者からの関わり方を工夫しながら、地域社会全体で子どもを育て、支え合う視点に立ち、計画を進めていきます。

### 第3節 児童人口の推移と今後の見通し

#### 1 児童人口の推移

令和6年4月1日現在、本町の小学生以下（0～11歳）の児童人口は、230人（就学前児童82人、小学生148人）となっており、令和2年と比較すると68人（就学前児童40人、小学生28人）減少しています。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	14	14	9	11	11
1歳	22	15	14	9	11
2歳	22	21	15	14	10
3歳	18	23	22	15	13
4歳	16	21	24	22	14
5歳	30	15	21	27	23
6歳	27	30	17	22	29
7歳	27	25	30	17	23
8歳	33	25	25	30	18
9歳	39	32	24	23	30
10歳	23	37	32	24	24
11歳	27	23	34	31	24
0～2歳合計	58	50	38	34	32
3～5歳合計	64	59	67	64	50
0～5歳合計	122	109	105	98	82
6～8歳合計	87	80	72	69	70
9～11歳合計	89	92	90	78	78
6～11歳合計	176	172	162	147	148
0～11歳合計	298	281	267	245	230

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 児童人口の見通し

計画期間（令和7年～令和11年）の人口については、コーホート変化率法※による推計にて算出しました。本町の小学生以下（0～11歳）の児童人口は、令和11年には170人（就学前児童65人、小学生105人）となる見込みです。

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	10	10	10	8	8
1歳	11	10	10	10	8
2歳	12	12	11	11	11
3歳	11	13	13	12	12
4歳	13	11	13	13	12
5歳	15	14	11	13	14
6歳	24	16	15	11	13
7歳	29	24	16	15	11
8歳	23	29	24	16	15
9歳	17	22	28	23	15
10歳	30	17	22	28	23
11歳	23	30	17	22	28
0～2歳合計	33	32	31	29	27
3～5歳合計	39	38	37	38	38
0～5歳合計	72	70	68	67	65
6～8歳合計	76	69	55	42	39
9～11歳合計	70	69	67	73	66
6～11歳合計	146	138	122	115	105
0～11歳合計	218	208	190	182	170

※同じ時期に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。ここでは、令和2年～令和6年の住民基本台帳人口（各年4月1日）を用い推計した。

## 第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

### 〔子ども子育て支援法 第61条〕

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

国の示した「基本指針」では、次のとおり示されています。

### 〔国の基本指針〕

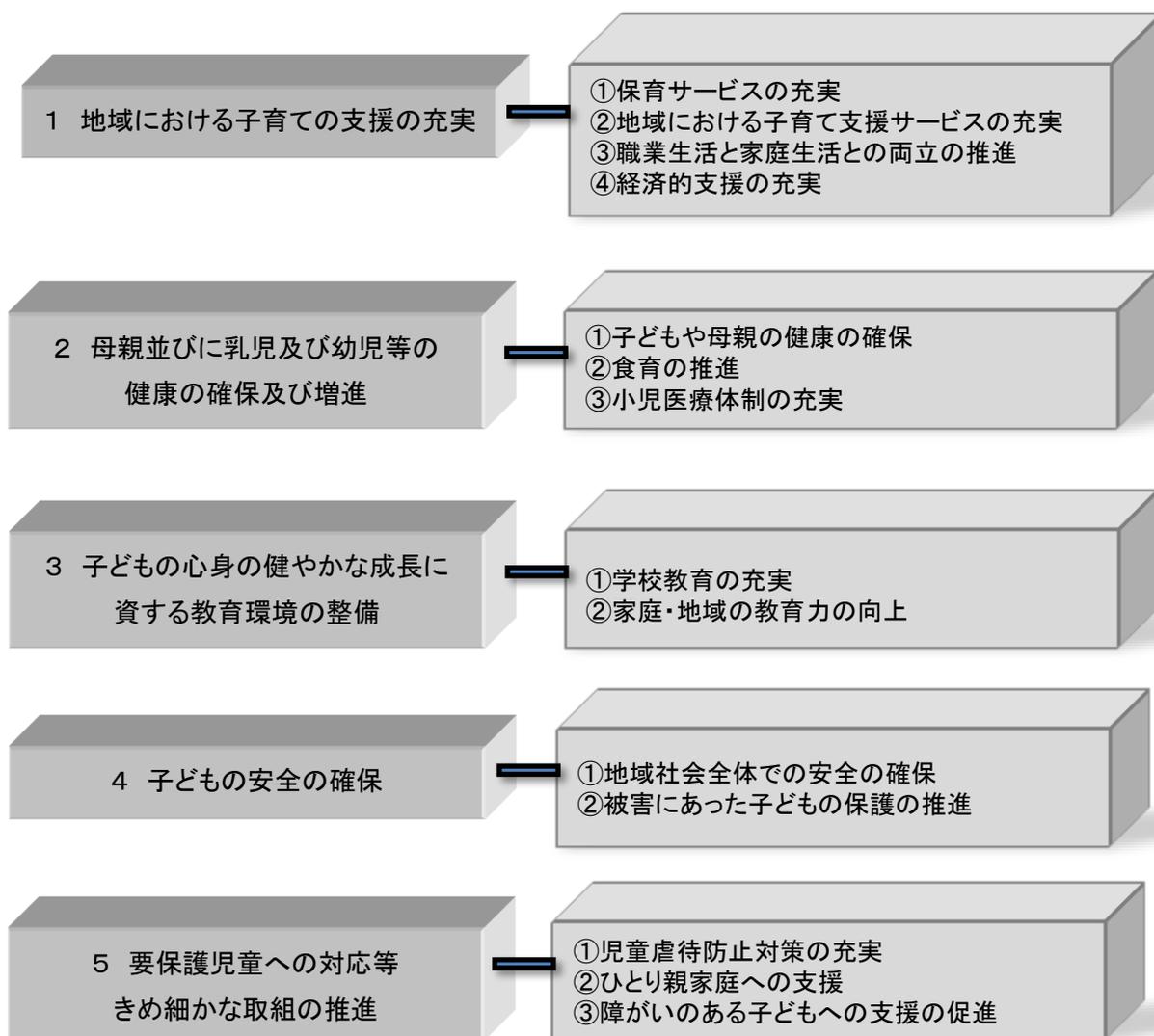
- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて想定。

本町では、児童人口の減少により町内で一体的にサービスを提供する体制を整える必要があります。そのため、第1期計画においては、町内で柔軟に需給調整が行えるように、町全域を教育・保育提供区域と設定しました。本計画においても、引き続き、町全域（1地区）を教育・保育提供区域と設定します。

## 第5節 施策の体系

各施策については、子育て支援という視点に主眼をおき、推進に努めていきます。

今、上ノ国のすべての人々に  
生命をいつくしみ育てる 結いの心を



## 第4章 分野別施策の展開

### ■方向性の基準

拡大：実施回数や、対象年齢等の拡大を図ります。

継続：現状の内容で事業を継続します。

検討：実施の有無及び確保策を検討します。

### 第1節 地域における子育て支援の充実

#### 1 保育サービスの充実

##### 現状と課題

- ◆本町では、保育所、放課後児童クラブ、発達支援センターの機能を持った子ども支援センターを開設しています。
- ◆保育所については、1～2歳児の8割、3～5歳児の9割、放課後児童クラブについては、低学年の7～8割、高学年の2～5割が入所している状況となっています。子どもの人口は減少していますが、人口に対する保育サービスの利用率は高くなっています。
- ◆本町では、一時的な預かり保育については、妊娠・出産時の理由による場合は保育所で受け入れていますが、急用や不規則の就労等の理由による場合は受け入れを行っていません。アンケート調査結果によると、就学前の保護者の約4割から一時的に子どもを預けることのできる事業の利用希望がありました。
- ◆3歳未満児が保護者の就労状況等にかかわらず、保育所等を利用することのできる乳児等通園支援事業が全国的にスタートする予定となっています。本町では、1～2歳児の8割以上が保育所に入所している状況であり、ニーズはわずかであると考えられますが、一時的な預かりのニーズとあわせ、対応を検討していく必要があります。

##### 方向性

- ◆保育所、放課後児童クラブ、発達支援センターの機能を持った子ども支援センターにおいて、保育内容の充実を図ります。
- ◆保護者のニーズに応じて、預かり時間の延長や、一時的な預かりニーズへの対応を検討していきます。
- ◆研修等を通じて、保育士の質の向上を図ります。

具体的な取組
--------

NO	事業名	担当課	内容	方向性
1	保育所運営の充実	住民課	保護者等の意向を踏まえ、保育内容及び保育時間等の充実を図ります。	継続
2	一時預かり事業等の検討	住民課	未就園児を対象とした、一時預かり事業等の実施を検討します。 【関連事業】 乳児等通園支援事業 一時預かり事業	検討
3	保育士の資質の向上	住民課	保育士の資質の向上を図るため、研修会への参加を促進するとともに、所内の自主的な研修に努めます。また、保育士の不足が問題となっており、職員の待遇改善を検討し、保育士の確保に努めていきます。	継続
4	放課後児童健全育成事業	住民課	保護者等の意向を踏まえ、放課後児童クラブの充実を図ります。	継続

## 2 地域における子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

- ◆本町では、健康づくりセンターの開放(毎週木曜日)や育児支援家庭訪問等事業、子育て出前講座等を通じて、子育てに関する相談・学習の機会や、親子の交流の場の提供を随時行っています。子育て家庭が、こうした取組の情報を入手できるよう、子育て支援に関する情報提供の充実が求められます。
- ◆子育て支援に関して、子育てボランティア等、地域の人材を活用していくことが考えられます。地域の教育力の低下が指摘される中、住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるような仕組みづくりが必要です。

### 方向性

- ◆子育てに関する相談・学習の機会や、親子の交流の場の提供を随時行います。
- ◆子育てに関する学習機会の拡充に努めます。
- ◆子育て相談ボランティア等、地域の人材育成と、人材を活かした支援の方策を検討します。
- ◆子育て情報の提供と内容の充実に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
5	育児・発達相談	保健福祉課	健康づくりセンターにおいて、保健師、栄養士及び保育士が個別に相談を行います。 【関連事業】 ◎乳児相談(年6回) ◎乳幼児健診(年9回) など	継続
6	育児支援家庭訪問事業	保健福祉課	新生児と妊産婦の家庭へ保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。 【関連事業】 ◎新生児訪問(全数実施) ◎妊産婦訪問(必要性のある妊産婦を対象に随時)	継続
7	子育て教室の開催	保健福祉課	乳幼児健診や相談の機会を活用し、母親同士が交流できる場を提供します 【関連事業】 ◎2か月児の保護者:赤ちゃん学級 ◎6か月児の保護者:ブックスタート ◎8か月児の保護者:離乳食教室	継続
8	子育て講座	教育委員会 社会教育	家庭における子育てに対する不安の解消のため学校保健会と連携し、子育て情報の提供・相談・支援機能の充実を図ります。	継続
9	子育て支援に関する連携の強化	住民課 保健福祉課	教育、保健、障がい児、医療、子育て家庭代表等機関の連携に努めます。	継続
10	保育所・小学校連絡協議会	教育委員会	小学校と保育所の連絡協議会の充実を図ります。相互の取組の理解、協働による研究等の実践のほか、研修会では義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの作成に努めます。	継続

※「育児支援家庭訪問事業」については、第5章も参照

### 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 現状と課題

- ◆アンケート調査結果では、就学前保護者の8割、小学生保護者の7割が共働き家庭となっており、平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、専業主婦(夫)家庭の割合が低下し、共働き家庭の割合が上昇しています。共働き世帯の増加に伴い、多くの子育て世帯が、職業生活と家庭生活の両立(ワークライフバランス)について悩みを抱えていると考えられます。

#### 方向性

- ◆保育等のサービスの充実を図るとともに、地域で安心して子育てができるよう地区の拠点づくりや、ネットワークの推進、職場内の男女共働きの理解促進に努めます。
- ◆労働者への育児休業取得の促進をし、関係機関と連携を図りながら、男性の子育てや家事等の奨励について意識啓発や、事業者との情報交換を行える風土づくりに努めます。

#### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
11	保育等サービスの充実	住民課	仕事と子育てが両立できるよう支援の整備に努めます。	継続
12	男女共同参画意識の啓発	住民課	あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の啓発に努めます。	継続
13	「道民家庭の日」の普及・促進	住民課	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりをめざすよう、毎月第3日曜日「道民家庭の日」の普及・促進を図ります。	継続

## 4 経済的支援の充実

### 現状と課題

- ◆本町では、子育て世帯を支援するため、国や道の制度に沿った支援を行うとともに、町独自で18歳以下の医療費、3歳未満児の保育料及び副食費、小・中学校の給食費、放課後児童クラブ負担金、子ども発達支援センター利用料の無料化を実施しています。
- ◆近年、子どもの貧困化が進んでいることが指摘される中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

### 方向性

- ◆子育て世帯を対象とした金銭的負担の軽減に努めます。

### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
14	不妊治療費の助成	保健福祉課	一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療、医療保険対象外となる先進医療に要した費用を助成します。また、治療に当たっての交通費、宿泊費等を助成します。	継続
15	妊婦のための支援給付交付金の支給	保健福祉課	妊娠届け出（5万円）や妊娠している子の届け出（1人につき5万円）に現金を支給します。	継続
16	出産祝金の支給	総務課	子どもを出産した際に出産祝金（1人につき50万円）を支給します。	継続
17	小児慢性特定疾患患者等交通費等助成事業	保健福祉課	通院、入院又は通所訓練の際に要した交通費及び宿泊費を助成することによって、患者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図ります。	継続
18	任意予防接種費用助成事業	保健福祉課	接種者数を増やし、子どもを疾病から守るために、任意の予防接種（おたふく・新型コロナウイルス）の費用を全額助成します。	継続
19	子ども医療費の無料化	住民課	疾病の早期診断と早期治療を促進するために、0～18歳の子どもの医療費を全額助成します。	継続

NO	事業名	担当課	内容	方向性
20	保育料の無料化	住民課	保育所に在籍する児童の保護者に対し、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進するため、国の幼児教育・保育の無償化及び上ノ国町保育料減免要綱により、保育料及び副食費の負担軽減を図ります。	継続
21	給食費の無料化	教育委員会	上ノ国町学校給食費補助金交付規則により、学校給食に要する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援します。	継続
22	放課後児童クラブの無料化	住民課	経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進するため、放課後児童クラブの負担金を町が負担します。	継続

## 第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 1 子どもや母親の健康の確保

#### 現状と課題

- ◆本町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳幼児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問等、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消に向けた仲間づくりや学習の場の提供により、親の育児力を高めていくことが求められます。

#### 方向性

- ◆母親が安心して子どもを生むことができるよう、妊婦への情報提供や、相談の充実に努めます。
- ◆乳幼児健診・相談を通して、子どもの健康の確保に努めていきます。
- ◆新生児訪問等を通して、個々の家庭に対し、きめ細かな支援を行います。

#### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
23	妊婦一般健康診査にかかる費用の助成	保健福祉課	妊婦の健康を図るため、妊婦一般健診について、無料受診券を発行及び償還払いにて助成します。また、妊産婦健診の際の交通費を助成します。	継続
24	産後ケア事業の実施	保健福祉課	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うため、ケアや育児相談などを行います。令和6年度からショートステイ型を実施しており、令和7年度からアウトリーチ型も実施予定です。	拡大

※「妊婦一般健康診査にかかる費用の助成」「産後ケア事業の実施」については、第5章も参照

NO	事業名	担当課	内容	方向性
25	乳幼児健診・相談の充実	保健福祉課	<p>①すべての対象児の健康を把握できるように保健師や栄養士の連携から人材の確保を図りながら、健診を行います。</p> <p>【対象】</p> <p>・2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児</p> <p>②6か月児相談にブックスタート（絵本の読み聞かせ）を、ボランティアの協力を検討しながら実施します。</p> <p>③受診しやすい場所づくりのため、絵本や遊具、おもちゃを整備する等、健康づくりセンターの充実を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>
26	幼児歯科検診の充実	保健福祉課	<p>①妊婦及びそのパートナーの歯周病健診を実施します。</p> <p>②幼児歯科検診、1歳6か月児、3歳児健診等において歯科医による検診及び歯科衛生士による歯科指導やフッ素塗布を実施し、虫歯予防の充実に努めます。</p> <p>③6歳児虫歯予防対策として、就学時健診時に6歳歯科検診、健康教育を実施します。</p> <p>④保護者のう歯に対する意識の向上を図るため、3歳児において「う歯0本の児」、6歳児において「う歯0本の児」「う歯治療完治の児」の表彰を行います。</p> <p>⑤就労中の保護者が、受診しやすい体制を検討・整備していきます。</p> <p>⑥歯科医の協力のもと、歯科検診・フッ素塗布の実施を検討します。</p>	<p>拡大</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>検討</p> <p>検討</p>
27	乳幼児への訪問指導の充実	保健福祉課	保健師等による新生児等への家庭訪問の充実を図ります。	継続
28	育児相談総合支援の充実	保健福祉課	保健師、発達支援センター職員、保育所、学童保育所等が連携して、障がいや疾病等の早期発見ができるよう総合的な相談支援体制の充実を図ります。	継続

## 2 食育の推進

### 現状と課題

- ◆食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、本町では、給食の場を活用した食育教室の開催、地域学習を通しての野菜の栽培と調理、山菜の調理等を通じて、食育に取り組んできました。引き続き、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

### 方向性

- ◆母子健康手帳の交付時、乳幼児健診・相談、保育所、小学校、中学校等、様々な機会を通じて、食育の推進に努めます。

### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
29	栄養相談・栄養指導の充実	保健福祉課	母子健康手帳交付時、乳幼児健診や乳幼児相談を通して栄養士による栄養指導の充実を図ります。	継続
30	食育の推進	保健福祉課	保育所における保育を通して、正しい食生活習慣の会得を主眼とした食育を推進します。 乳幼児期から学齢期までの一貫した食育を進めるため、保育士、養護教諭、栄養士、保健師等の相互情報が交換できるような体制づくりを推進します。	継続
31	親子ヘルシークッキング	保健福祉課 教育委員会	食の楽しさや健康の大切さに通じる調理教室の取組を進めます。 【関連事業】 ・親子料理教室 ・中学生の料理教室 ・小学校の食育教室 ・高校生の郷土料理教室	継続

### 3 小児医療体制の充実

#### 現状と課題

- ◆町内の診療所では内科診療のみ対応しており、休日や時間外診療については檜山医師会による在宅当番制により行っています。小児科医療専門の受診は困難な現状にあることから、緊急を要する小児救急医療については、二次医療圏である道立江差病院小児科により対応しています。今後においても二次医療圏と連携を図り、初期小児救急医療の確保に努める必要があります。

#### 方向性

- ◆安心して子どもを生み、子どもが安心して適切な医療サービスが受けられるよう、道及び近隣の市町村との連携の下、医療体制の充実に努めます。

#### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
32	救急医療体制の整備	保健福祉課	南檜山圏域内の5町及び北海道医師会からの負担金等を基に檜山医師会が事務局となり、在宅当番医制による急患発生時の対応体制の整備及び救急医療水準の向上啓発のための救急医療啓発普及事業を実施し、二次救急医療体制の充実に努めます。	継続

### 第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 1 学校教育の充実

##### 現状と課題

- ◆学習指導要領では、変化する社会の中で生きる子どもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していく必要があります。
- ◆本町の小学校では、少子化が進行していますが、小集団を生かした教育の充実を図るとともに、「学びの共同体」構想に基づいた保・小・中の連携に努め、ふるさと学習等の推進による学校経営と特色のある学校づくりに努めています。また、少子化の進行により、子どもたちが乳幼児に触れる機会を得ないまま大人になり、親になってから初めて乳幼児に接したというケースが増えています。そのため、小学生・中学生・高校生等の発達段階に応じて、子どもたちに、生命の大切さや家庭の役割等に関する必要性を学ぶ機会を設けていくことが重要です。引き続き、これらの実施を継続するとともに、課題を精査し、工夫・改善に努めていく必要があります。

##### 方向性

- ◆学力の向上や豊かな心を育み、個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化・情報化等の時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- ◆学校・家族・地域社会との相互理解を深め、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- ◆学びの共同体構想を基盤にした保・小・中・高の連携による取組の充実に努めます。
- ◆家庭や学校教育の中で男女が協力して家庭を築くことの意義を伝えていきます。

##### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
33	地域に学ぶ学校づくり	教育委員会 社会教育 G	地区生涯学習推進会議で特色ある取組を实践し、生涯学習推進会議と学校を連携させたふるさと学習の充実に努めます。	継続

NO	事業名	担当課	内容	方向性
34	ふれあいと伝承の体験教室づくり	教育委員会	教育委員会で実施している人材バンク「地域クラブサポーター」や外部人材を活用し、学校教育における各種体験事業の充実に努めます。	継続
35	ふるさと学習の推進	教育委員会	「地域クラブサポーター」や学芸員がふるさと学習で郷土の自然や歴史、文化などに触れ合う機会について文化財施設を活用しながら充実させることに努めます。	継続
36	「学びの共同体」活動の充実	教育委員会	保小中高連携の下、「かかわりあい 学びあい 育ちあう 学びの共同体」の実践を通して、児童生徒に「自分肯定の人生イメージ」を築き、「生きる力」を育むとともに、身体的・精神的・社会的によい状態にあるウェルビーイングの促進等を図ります。	継続
37	意識の啓発	教育委員会	家庭や学校教育の中で、私たちの生命をリレーする子を生み・育てることの大切さや男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。	継続★
38	中高生のふれあい体験	住民課	<p>中高生の保育所での、保育体験や絵本の読み聞かせ及び赤ちゃんとのふれあい体験を通して命の尊さを学ぶ活動の充実を図ります。また、高校生による小学生への「喫煙防止教室」も継続します。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎職場体験学習による保育体験（中学2年）</li> <li>◎絵本の読み聞かせ事業（高校2年）</li> <li>◎赤ちゃんふれあい教室（中学3年生）</li> <li>◎高校生による小学生への「喫煙防止教室」</li> </ul>	継続

## 2 家庭・地域の教育力の向上

### 現状と課題

- ◆近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携の下、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

### 方向性

- ◆子育て家庭と保育所・学校との連携に努め、子育て支援の教室等、知識の普及に努めていきます。
- ◆体験活動を通じた、子育て支援の機会を提供します。

### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
39	自然とのふれあいの促進	教育委員会 社会教育 G	地区生涯学習推進会議や「地域クラブサポーター」による活動を支援し、親子のふれあいを促進し、野外体験活動などの充実に努めます。	継続
40	昔の遊び、あそび方の伝授	教育委員会	「地域クラブサポーター」や外部人材を活用し、郷土史の伝承の支援に努め、体験事業の充実に努めます。	継続
41	世代間の交流促進	教育委員会 社会教育 G	「地域クラブサポーター」を活用し、体験事業や地域学習を通じた世代間交流の促進に努めます。	継続
42	地域にまなぶ学校づくり	教育委員会 社会教育 G	地区生涯学習推進会議で特色ある取組みを実践し、生涯学習推進会議と学校を連携させた地域学習の充実に努めます。	継続

## 第4節 子どもの安全の確保

### 1 地域社会全体での安全の確保

#### 現状と課題

- ◆全国的に多発する子どもが被害にあう事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に発生が集中しています。かつては、地域の防犯ボランティアが子どもの見守り活動を行っていましたが、近年は、防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加等により「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことが必要となっています。本町でも、児童の登下校時に不審な車や人物に声をかけられる事件が度々あり、学校ではその都度、各家庭に学校便り等で連絡するとともに、防災行政無線も活用し、児童の安全の確保を図っています。
- ◆近年、地震や台風等の自然災害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、子どもたちを取り巻く環境に対する備えが求められています。

#### 方向性

- ◆関係団体と連携を図り、子どもが災害や犯罪の被害に巻き込まれないよう、防災・防犯体制を推進します。

#### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
43	防災教育の実施	住民課 教育委員会	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識、技能等の育成を図ります。保育所・学校における防災訓練等の体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれ、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	継続
44	防犯教育の推進	住民課	防犯教育の一環として、町広報等を活用して啓発を図ります。また、児童・生徒には、防犯ブザーの活用を進めるとともに、決められた通学路を利用するよう指導します。	継続

## 2 被害にあった子どもの保護の推進

### 現状と課題

- ◆本町では、いじめ・不登校等の課題の解決に向け、意識調査と分析、学校間取組交流研修会、学校における指導等を通して被害にあった子ども支援、解決に向けた取組を進めています。いじめ問題については、いじめ・不登校対策委員会(事務局:教育委員会)において小中学生を対象に年2回の「いじめの意識調査」を実施し、いじめの早期対応を図っています。また、家庭問題にまで波及するケースについては保健師も介入する等連携して対応しています。不登校については、いじめと同様、小学校、中学校、上ノ国高校において児童生徒と丁寧な関わりを行うとともに、関係機関が連携した支援を行っています。今後は、さらなる充実を図るため、中学校についてはスクールカウンセラーを配置する等の生徒の相談支援の充実を検討していく必要があります。
- ◆本町では、虐待の被害を受けた児童については、保健師の訪問による家族支援と学校の担任をはじめ養護教諭による児童の支援を行っています。児童心理士やカウンセラー等の専門支援が受けられる状況ではなく、精神的ダメージの軽減や立ち直りの支援となっているかは課題が残っています。児童相談所を中心とした研修会を実施し、子どもの心理や親の心理の理解を幅広い職種が学べる機会づくりをはじめ、犯罪等に巻き込まれた児童生徒に対する支援についての体制づくりが必要です。

### 方向性

- ◆いじめや虐待等の問題の早期把握に努めます。
- ◆学校、地域、行政の関係機関との連携の下、地域で子どもを守る体制づくりをめざします。

### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
45	いじめ・不登校対策の充実	教育委員会	上ノ国町いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、児童生徒のいじめ等の問題行動に関し、家庭、地域及び保小中高間の連携の下、問題の解決を図ります。また、スクールカウンセラーの配置等により、不登校の未然防止や不登校児童生徒の支援に努めます。さらに、児童生徒実態交流会(「学びの共同体」事業)により、各学校の取組事例について交流し、全体化を図ります。	継続
46	子育て支援に関する連携の強化	住民課 保健福祉課	教育、保健、障がい児、医療、子育て家庭代表等機関の連携に努めます。	継続
47	不登校親の会	保健福祉課	不登校の子どもを抱える親同士が悩み、苦労や困難を共感し合い、励まし合い、支え合う場・つながりをつくる場の提供をします。	継続

## 第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 現状と課題

- ◆厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和4年度は214,843件となっています。このような中、児童虐待防止法改正により、体罰禁止が明文化されるなど、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていくことが必要です。
- ◆本町では、子育て中の保護者の孤立化を防ぐことを目的に、子育てサークルの支援や保育士の協力の下、遊びを通じた親子関係づくりの支援を行っています。また、絵本の読み聞かせサークル「もこもこ」の協力の下、絵本を介した親子の愛着形成支援としてブックスタート事業を行う等、虐待の発生予防に重点を置いています。また、新生児訪問(生後3週間以内)において、産後うつ病を発見する質問票や育児不安の程度をみる質問票や虐待予防スクリーニングシステムを活用し、保健所の協力を得ながら実施しています。虐待発生0の町をめざし、今後も関係機関との一層の連携強化を進める必要があります。

#### 方向性

- ◆虐待予防の早期発見の要は地域の眼であるため、虐待予防の視点を住民に周知する機会づくりが必要です。各団体への学習会や広報誌を用いた周知を行っていきます。地域の人々が隣近所を意識し、声を掛け合う運動を促進させて、家庭の中に子どもを閉じこめない地域づくりを推進します。
- ◆虐待の疑いのあるケースについては、家庭訪問等で養育者へのケアをしながら、地域・学校・行政等が密に連携を取り合っていく取組を進めます。
- ◆絶えず専門機関と連携し、必要な対処・対応を図っていきます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
48	孤立感・不安の解消	保健福祉課	乳幼児健康診査、未受診者等への個別訪問等を通して、子育て不安や孤立感の解消に努めます。	継続
49	虐待についての学習会の実施等	保健福祉課	虐待予防について、各団体への学習会等、広報誌を用いて周知を図ります。	継続
50	要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課 住民課 教育委員会	要保護児童対策地域協議会の構成機関や構成員のさらなる参加や協力を求め、虐待をはじめ、非行や不適応行動等幅広い問題に対し、検討・対応を行います。	継続

## 2 ひとり親家庭への支援

### 現状と課題

ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあるといえます。本町でも、アンケート調査結果で、保護者が「父親だけ」、又は「母親だけ」と回答した割合は1割以上を占めており、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。

### 方向性

- ◆ひとり親家庭の経済的な自立支援と精神面のケアを進めるため、家庭の状況に応じて、支援を図ります。
- ◆ひとり親家庭が抱える悩みが解消されるよう、保育所の活用を図るとともに、子育てサークル等にも集い、悩みや知恵を語り合い学び合い、手を取り合って、子育てができるような環境づくりを進めます。

### 具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
51	児童扶養手当制度の活用	住民課	児童扶養手当制度の周知を図ります。	継続
52	ひとり親家庭等医療費支給制度	住民課	ひとり親家庭等医療費支給制度の周知を図ります。	継続

### 3 障がいのある子どもへの支援の促進

#### 現状と課題

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上により、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受け入れ体制を整備します。

#### 方向性

- ◆障がいのある子どもの人格人権を尊重し、ノーマライゼーションの精神の輪を広げていきます。
- ◆障がいのある子どもを抱えている保護者の精神的なケアを図る支援対策を進めます。
- ◆発育・発達に心配がある子どもに適切な対応が図られるよう、充実した健診や健康相談に取り組むとともに、発達障がいの状況に応じた適切な支援を進めていきます。
- ◆地域の人たちのボランティア活動を通して、ふれあいの場を促進し、発達に障がいがある子どもへの理解を深めていきます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	目標
53	ノーマライゼーション理念等の普及啓発	住民課	個々の児童への支援を通じて、関係機関、各職員の理解が深まるよう啓発に努めます。	継続
54	交流の促進	子ども発達支援センター	ふれあいの場をつくるため、高校生のボランティア等の発達支援センター行事への参加促進を図ります。	継続
55	子ども発達支援センターの機能の充実	保健福祉課	①療育担当職員の研修の充実を図るとともに、併せて各種相談機能の強化を図り、子ども発達支援センターを核とした運営機能の充実を図ります。	継続
			②専門機関と地域、教育機関との連携を強め、保護者への個別の対応、家庭訪問等総合的なケアができる支援体制の充実を図ります。 【関連事業】 ・サービス担当者会議（随時） ・ケース会議（随時） ・保護者との面談（年2回・随時） ・保護者向け学習会（年1回） ・支援者向け学習会（年2回）	継続
56	児童通所利用者負担額の無料化	保健福祉課	上ノ国町児童通所支援利用者負担額助成事業実施要綱により、利用負担額を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、障がいのある児童の療育と福祉の向上に努めます。	継続

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保方策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を参考に、ニーズ調査結果及び本町の過去5年間の利用実績の推移等を鑑みつつ設定しました。

〔教育・保育の量の見込みを算出する項目〕

	対 象 事 業	対 象
1	1号認定(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳児
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望が強い家庭(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳児
3	2号認定(認定こども園及び保育所)	3～5歳児
4	3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育事業)	0～2歳児

〔地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出する項目〕

	対 象 事 業	対 象
1	利用者支援事業	—
2	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳児
3	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	1～6年生
4	子育て短期支援事業	0～5歳児
5	地域子育て支援拠点事業	0～2歳児
6	一時預かり事業	0～5歳児
7	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	0～5歳児、1～6年生
8	病児保育事業	0～5歳児
9	妊婦健康診査	妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	0歳児
11	養育支援訪問事業	0～17歳児

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正による量の見込みを算出する項目〕

	対 象 事 業	対 象
1	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳児
2	児童育成支援拠点事業	6～17歳児
3	親子関係形成支援事業	0～17歳児
4	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦
5	乳児等通園支援事業	0～2歳児
6	産後ケア事業	産婦

## 第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

### 1 量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下の通りです。計画期間における推計人口及び本町の過去5年間の利用実績の推移を踏まえて設定しました。

	推 計				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定こども(3～5歳、保育の必要性なし)	2	2	2	2	2
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)※	0	0	0	0	0
<b>こども園及び幼稚園(①+②)</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
<b>実施場所</b>	<b>町外施設</b>				
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	37	36	35	36	36
④3号認定こども(0歳)	5	5	5	4	4
⑤3号認定こども(1歳)	10	9	9	9	7
⑥3号認定こども(2歳)	11	11	10	10	10
<b>認可保育所(③+④+⑤+⑥)</b>	<b>63</b>	<b>61</b>	<b>59</b>	<b>59</b>	<b>57</b>
<b>実施場所</b>	<b>上ノ国保育所/定員 100人</b>				

※私学助成幼稚園利用者が対象となり、近隣に該当施設がないため、0と見込みます。

### 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、保育所、放課後児童クラブ、発達支援センターの機能を持った子ども支援センターを開設しています。

保育所では、定員100人の体制としており、定員に対する量の見込みについては、ほぼ充足することが想定されますが、低年齢児の入所が多いことから、保育士の確保ができる体制を整えるとともに、職員の資質向上に努めていきます。

なお、本町に幼稚園はなく、例年、江差町の認定こども園へ通園している子どもが一定数いる状況です。「幼児教育・保育の無償化」を踏まえ、円滑な利用となるよう、必要に応じて周辺市町村と協議していきます。

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、保育所・学童保育・発達支援センターを併設した子ども支援センターを整備しています。また、保・小・中・高校間連携共同による授業研究、児童生徒実態交流会の開催など、「かかわり合い・学び合い・育ち合う学びの共同体」づくりの推進に努めていきます。

国の動向を注視しながら、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事の配置について検討していきます。また、障がい児や外国に繋がる幼児等の対応については、対象となる幼児や家庭がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

## 第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本町では、法定事業のうち、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、放課後児童健全育成事業を実施しています。

No	法定事業	本町の状況	
1	利用者支援事業	未実施	
2	延長保育事業(時間外保育事業)	未実施	
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施	
5	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	実施	
6	子育て短期支援事業	未実施	
7	乳児家庭全戸訪問事業	実施	
8	養育支援訪問事業及び 要保護児童等に対する支援事業	養育支援訪問事業	実施
		子育て世帯訪問支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新設</span>	未実施
		児童育成支援拠点事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新設</span>	未実施
		親子関係形成支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新設</span>	未実施
9	地域子育て支援拠点事業	未実施	
10	一時預かり事業	幼稚園型	未実施
		幼稚園型以外	未実施
11	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	未実施	
12	病児保育事業	未実施	
13	妊婦健康診査事業	実施	
14	産後ケア事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新設</span>	実施	

※新設事業については、「第3節 法改正による新設事業の量の見込みと確保方策」において設定します。

## 1 量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下の通りです。計画期間における推計人口、実績がある事業については本町の過去5年間の利用実績の推移、実績がない事業については二一ズ調査結果を踏まえて設定しました。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業 【単位:か所】	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	1	1	1	1
延長保育事業【単位:人】 <sup>1</sup>		0	0	0	0	0
放課後児童健全育 成事業 【単位:人】	1年生	21	14	13	10	11
	2年生	26	22	15	14	10
	3年生	20	25	21	14	13
	4年生	5	15	23	19	13
	5年生	9	5	11	14	12
	6年生	7	9	6	7	9
	低学年計	67	61	49	38	34
	高学年計	21	29	40	40	34
合計		88	90	89	78	68
子育て短期支援事業【単位:延人/年】		5	5	5	5	5
乳児家庭全戸訪問事業【単位:人】		10	10	10	8	8
養育支援訪問事業【単位:人】		8	8	8	8	7
地域子育て支援拠点事業【単位:延組/年】		304	297	294	255	242
一時預かり事業 【単位:延人/年】	幼稚園型	68	68	68	68	68
	幼稚園型以外	84	82	82	71	67
子育て援助活動支援事業【単位:延人/年】		0	0	0	0	0
病児保育事業【単位:延人/年】		85	83	81	79	77
妊婦健康診査事業【単位:延件/年】		140	140	112	112	112

## 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

町内の児童人口は減少が見込まれることから、既存の施設や事業で、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟なサービスの提供に努めていきます。

### 1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

専任の職員や場所の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関の連携を密にし、円滑な相談体制の構築に努めます。また、国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 2) 延長保育事業

---

通常の保育時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

現在、本町では、原則平日 7:30～18:30（11 時間）で開所し、保護者のニーズに応じて対応しています。

ニーズ調査では現在の開所時間をこえるニーズは見込まれていませんが、保護者のニーズがあった場合は、延長保育の実施を検討していきます。

## 3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

---

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 5) 放課後児童健全育成事業

---

共働き家庭等の児童に対して、放課後に適切な遊び、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では、子ども支援センター内で1か所、定員 90 人で実施します。また、障がい児など、支援が必要な子どもについても、円滑な受入れができるよう努めていきます。

## 6) 子育て短期支援事業

---

### 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

### 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 7) 乳児家庭全戸訪問事業

---

生後28日以内の新生児を、保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。引き続き、すべての家庭を対象に実施していきます。

## 8) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援事業

---

### 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

新生児訪問時に各家庭状況の把握に努め、適切な支援を行っていきます。

※新設3事業については、「第3節 法改正による新設事業の量の見込みと確保方策」参照。

## 9) 地域子育て支援拠点事業

---

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う、主に未就園児を対象とした事業です。

わずかなニーズは見込まれるものの、本町では出生数が減少するとともに、1,2歳児の8割以上が保育所に入所している状況であり、専任の職員の確保等が難しいため、事業としての実施は難しいと考えられます。

本町の実情に即した取組として、町内では、健康センターの開放をはじめ、相談や親子の交流の機会を随時設けています。拠点的な場所づくりに向けて検討を進めていきます。

## 10) 一時預かり事業

---

### 幼稚園型

1号認定を受けた在園児を対象に、通常の教育時間終了後に応じて、預かり保育を実施する事業です。

本町には本事業の対象となる幼稚園等はありませんが、町外の施設を利用する子どもに必要な支援を行っていきます。

### 幼稚園型以外

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

本町では、出産期間の保護者に対して実施していますが、それ以外の目的による預かりについても、検討していきます。

## 11) 子育て援助活動支援事業

---

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 12) 病児保育事業

---

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

## 13) 妊婦健康診査

---

医療機関に委託し、14回分の費用の助成を行っています。

引き続き、安心で安全な出産のために14回の助成を実施していきます。

## 14) 産後ケア事業

---

「第3節 法改正による新設事業の量の見込みと確保方策」参照。

### 第3節 法改正による新設事業の量の見込みと確保方策

#### 1 量の見込み

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談支援事業【単位：延件/年】		42	33	39	42	36
産後ケア事業【単位：延件/年】		1	1	1	1	1
要保護児童に対する支援に資する事業【単位：人】	子育て世帯訪問支援事業	0	0	0	0	0
	児童育成支援拠点事業	0	0	0	0	0
	親子関係形成支援事業	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業【単位：延件/年】		42	33	39	42	36
乳児等通園支援事業【単位：延時間/月】	0歳児	30	30	30	20	20
	1歳児	10	10	10	10	10
	2歳児	10	10	10	10	10

#### 1) 要保護児童に対する支援に資する事業

##### 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めます。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、適切な支援ができる体制を検討していきます。

##### 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めます。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、適切な支援ができる体制を検討していきます。

##### 親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めます。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、適切な支援ができる体制を検討していきます。

## 2) 妊婦等包括相談支援事業

---

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本町では、必要性のある妊産婦に対し、妊産婦訪問を実施しています。国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、全ての妊産婦に対応できる体制の整備を検討します。

## 3) 乳児等通園支援事業

---

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満のこども（保育所等に入所しているものを除く。）が保育所等を月一定の時間（10時間）を上限とし、利用できる制度です。

本町では出生数が減少するとともに、1,2歳児の8割以上が保育所に入所している状況であり、ニーズはわずかであると考えられます。国や道の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

## 4) 産後ケア事業

---

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。

本町では、令和6年度にショートステイ型（函館のえんどう桔梗マタニティクリニック）を開始し、令和7年度からアウトリーチ（助産師訪問）を実施予定です。現状を維持しニーズに対応していきます。

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進に当たっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、以下の通りとします。

関係主体	役割
上ノ国町	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。</li><li>2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。</li><li>3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。</li></ol>
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

## 第2節 計画の進行管理

本計画の策定に向けては、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「上ノ国町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行いました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や道等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

---

# 資料編

---

## 1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 12 月 10 日

訓令第 16 号

### (設置の目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、上ノ国町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

### (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関、団体の者の中から町長が委嘱する。

- (1) 上ノ国町民生委員協議会
- (2) 町内保育所保護者会
- (3) 上ノ国町校長会
- (4) 上ノ国町 PTA 連合会
- (5) 町内子育て等サークル
- (6) 上ノ国町子ども発達支援センター
- (7) 上ノ国町社会教育委員

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の事務は、住民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱区分	所属団体	氏名
上ノ国町民生委員協議会	主任児童委員	長 内 須美子
町内保育所保護者会	上ノ国保育所保護者会代表	木 村 侑
上ノ国町校長会	上ノ国町校長会会長 (河北小学校長)	笹 木 央
上ノ国町PTA連合会	上ノ国町PTA連合会会長 (上ノ国小学校 PTA 会長)	柳 原 智 之
上ノ国町社会教育委員	社会教育委員委員長	森 定 宏
上ノ国町子ども発達支援センター	子ども発達支援センター 副センター長	木 本 優 香

(敬称略 順不同)

### 3 計画策定の経過

年月日	事項
令和6年 6月～7月	町内の小学生以下の児童のいる全世帯に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施
令和6年 8月～9月	「子育て支援に関するアンケート調査」集計
令和6年10月17日	第1回子ども・子育て会議の開催
令和6年11月～ 令和7年1月	量の見込み及び確保方策の検討 次世代育成支援地域行動計画に係る検証・計画書素案作成
令和7年2月13日	第2回子ども・子育て会議の開催
令和7年 2月～3月	パブリックコメントの実施

## 上ノ国町 第3期子ども・子育て支援事業計画

---

発行日 令和7年3月  
発行 上ノ国町 住民課  
〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留 100 番地  
TEL : 0139-55-2311 FAX : 0139-55-2025